

令和5年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和5年6月29日（木）午後2時～

場所：上越市役所 第一庁舎 401 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

①上越市国民健康保険税条例の一部改正について

資料1

(2) 協議事項

①第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）等の策定について

資料2～4

5 閉 会

上越市国民健康保険税条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

令和 5 年度税制改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 主な改正内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げる。(第3条、第25条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「52万円」から「53万5,000円」にそれぞれ引き上げる。(第25条関係)
- (3) その他文言を整備する。
- (4) (1)から(3)までの改正は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
(課税額)	(課税額)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。
4 略	4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税	第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税

改正後	改正前
<p>義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>2 略 （特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者</p>	<p>義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略</p> <p>2 略 （特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第26条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者</p>

改正後	改正前
<p>が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条第1項</u>において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>を提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第25条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「総所得金額及び山林所得金</p>	<p>が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条</u>において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類</u>を提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項</u>中「総所得金額及び山林所得金</p>

改正後	改正前
<p>額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31</p>	<p>額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31</p>

改正後	改正前
<p>条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>6 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の<u>規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の<u>規定の適用については、第4条第1</u></p>	<p>条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>6 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項<u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項<u>の規定の適用については、第4条第1</u></p>

改正後	改正前
<p>項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の_____規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の_____規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」</p>	<p>項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」</p>

改正後	改正前
<p>と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の_____規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>	<p>と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>

改正後	改正前
<p>保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の_____規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の_____規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭</p>	<p>保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭</p>

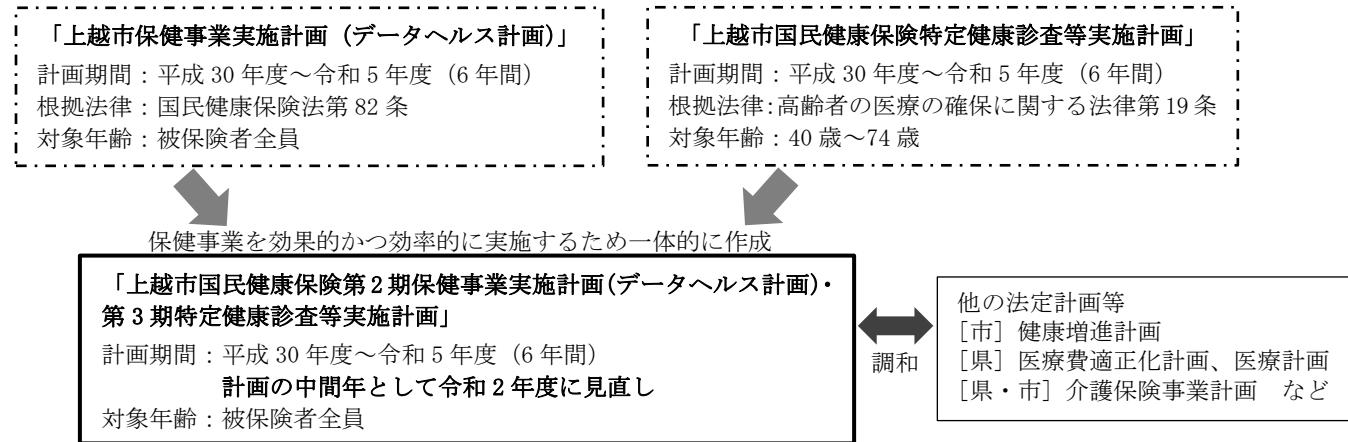
改正後	改正前
<p>和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条の <u> </u> 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第</p>	<p>和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第25条第1項の <u> </u> 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第</p>

改正後	改正前
<p>12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15～17 略</p> <p>(平成20年度分の国民健康保険税の減額の特例)</p> <p>18 平成20年度分の国民健康保険税に限り、<u>第25条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項第1号ア</u>中「1万3,580円」とあるのは「1万2,600円」と、同号イ(ア)中「1万7,640円」とあるのは「1万6,170円」と、同号イ(イ)中「8,820円」とあるのは「8,085円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「6,160円」と、<u>同条第1項第2号ア</u>中「9,700円」とあるのは「9,000円」と、同号イ(ア)中「1万2,600円」とあるのは「1万1,550円」と、同号イ(イ)中「6,300円」とあるのは「5,775円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「4,400円」と、<u>同条第1項第3号ア</u>中「3,880円」とあるのは「3,600円」と、同号イ(ア)中「5,040円」とあるのは「4,620円」と、同号イ(イ)中「2,520円」とあるのは「2,310円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「1,760円」とする。</p> <p>19～21 略</p>	<p>12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15～17 略</p> <p>(平成20年度分の国民健康保険税の減額の特例)</p> <p>18 平成20年度分の国民健康保険税に限り、<u>第25条第1項</u>の規定の適用については、<u>同条第1号ア</u>中「1万3,580円」とあるのは「1万2,600円」と、同号イ(ア)中「1万7,640円」とあるのは「1万6,170円」と、同号イ(イ)中「8,820円」とあるのは「8,085円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「6,160円」と、<u>同条第2号ア</u>中「9,700円」とあるのは「9,000円」と、同号イ(ア)中「1万2,600円」とあるのは「1万1,550円」と、同号イ(イ)中「6,300円」とあるのは「5,775円」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「4,400円」と、<u>同条第3号ア</u>中「3,880円」とあるのは「3,600円」と、同号イ(ア)中「5,040円」とあるのは「4,620円」と、同号イ(イ)中「2,520円」とあるのは「2,310円」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「1,760円」とする。</p> <p>19～21 略</p>

上越市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画の策定について

1 計画の概要・位置付け

平成 29 年度に生活習慣病対策を始めとする、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、効果的かつ効率的な保健事業を展開し、被保険者の健康の保持増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤の強化を図るため、計画期間を 6 年間とする「上越市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 3 期特定健康診査等実施計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。



2 計画策定の目的

レセプトや健診情報等のデータの分析に基づいて健康課題を明確化し、健康・医療情報を活用しながら P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な特定健康診査や重症化予防等の保健事業を実施することで、国民健康保険加入者の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率を向上させ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指すことを目的とします。

令和 5 年度は、計画に基づき実施した保健事業の取組実績を最終評価し、令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 3 期計画の策定を行います。

本計画の策定に当たっては、健康増進計画等との整合を図るため、関係課等と連携しながら進めます。

3 次期計画の策定に向けて～取り巻く状況～

(1) 調和を図るべき各種計画の同時改定

[市] 健康増進計画 [県] 医療費適正化計画、医療計画 [県・市] 介護保険事業計画 など

(2) 国が示す「データヘルス計画策定の手引き」の見直し

主な見直し：「計画の標準化の推進」

他の保険者との比較や都道府県内における客観的な状況把握を行うため、都道府県レベルで共通の評価指標を設定することや計画策定のための共通の様式例を手引きの中で例示

(3) 特定健診・特定保健指導の見直し

- ・国が設定する次期計画期間における特定健診・特定保健指導実施率の目標値は、それぞれ 70%以上、45%以上を維持（市町村国保は、いずれも 60%以上）
- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率も、目標値 25%以上（2008 年度比）を維持
- ・成果を重視した特定保健指導の評価体系へ見直し（アウトカム評価の導入）等

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

- ・高齢者の特性を踏まえ、75 歳以降、国保から後期に移行した被保険者に対して継続的な保健指導を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（令和 2 年度開始）を引き続き推進

4 第 2 期計画における目標の進捗状況

（資料 3 データヘルス計画の目標管理一覧表）

主な取組

- 健診受診率向上に向けた取組（特定健診・人間ドックの受診勧奨）
- 生活習慣病の重症化予防・発症予防の取組（メタボ・高血圧・糖尿病等に対する継続した保健指導）

(1) 特定健診、特定保健指導の状況

- ・特定健診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は大幅に低下しました。令和 3 年度は回復傾向となっているものの、コロナ禍前の水準には回復していません。
- ・特定保健指導の実施率は同規模市と比較して高い水準を維持しています。

指標	基準値 (H28)	最終目標値 (R5)	中間評価値 (R1)	現状値 (R3)	R3 までの状況
特定健診受診率 [受診者数(人)/対象者数(人)]	51.4% [15,524/30,221]	48.5%	53.0% [14,665/27,662]	44.7% [11,786/26,341]	コロナ禍を受け低下後、回復傾向
(同規模市)	36.3%		37.7%	36.4%	
特定保健指導実施率 [終了者数(人)/対象者数(人)]	66.7% [845/1,267]	63.0%	68.4% [862/1,260]	63.3% [577/912]	達成
(同規模市)	19.2%		20.7%	21.3%	

(2) 長期的な指標の状況

- ・1 人当たり医療費の伸びは、同規模市における伸びを下回り推移しています。

指標	基準値 (H28)	最終目標値 (R5)	中間評価値 (R1)	現状値 (R3)	R3 までの状況
1 人当たり医療費の伸び (同規模市)	0.04% 0.09%	抑制へ	0.06% 0.08%	0.05% 0.08%	横ばい

(3) 中期的な指標の状況

- ・65 歳以上の脳血管疾患、虚血性心疾患の治療者割合は減少傾向となっています。一方、人工透析の治療者割合は横ばいで推移しています。
- ・介護保険の 1 号要介護認定率は、令和元年度比で 0.3 ポイント以内とする目標は達成していますが、同規模市と比較し高い状況となっています。

指標	基準値 (H28)	最終目標値 (R5)	中間評価値 (R1)	現状値 (R3)	R3 までの状況	
治療者割合	脳血管疾患 (65 歳以上)	8.7%	8.2%	8.2%	7.3%	減少傾向
	虚血性心疾患 (65 歳以上)	6.6%	6.4%	6.4%	5.6%	減少傾向
	人工透析 (65 歳以上)	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	横ばい
要介護認定率 (第 1 号被保険者) の伸び (同規模市)	23.0% 20.8%	22.3%	21.7% 18.5%	21.6% 19.1%	達成	

(4) 短期的な指標の状況

- ・健診受診者の高血圧Ⅱ度以上者の割合は目標の 6%台に抑え込みながら推移しています。
- ・特定健診における男性のメタボ該当者の割合は増加傾向となっています。

指標	基準値 (H28)	最終目標値 (R5)	中間評価値 (R1)	現状値 (R3)	R3 までの状況
健診受診者の高血圧Ⅱ度以上者の割合	6.2%	6%台	6.9%	5.1%	達成
男性のメタボ該当者の割合 (同規模市)	22.7% 28.5%	25.0%	25.0% 30.9%	26.1% 33.6%	増加傾向

データヘルス計画の目標管理一覧表

関連計画	健康課題	達成すべき目標	課題を解決するための目標	実績							最終評価値	最終目標値	現状値の把握方法	
				H28 基準値	H29	H30	R1 中間評価値	R2	R3	R3までの状況	R4	R5		
特定健診等		特定健診受診率、特定保健指導の実施率の向上により、重症化予防対象者を減らす	令和2年度の間見直し後は 特定健診受診率48.5%以上 (令和3年度以降、年平均2.8ポイントずつ増加) [受診者数(人)/対象者数(人)]	51.4%	(52.4%) 52.1%	(53.1%) 53.1%	(53.8%) 53.0%	(40.1%) 41.4%	(43.6%) 44.7%	コロナ禍を受け低下後、回復傾向	(46.3%)	48.5%	特定健診・特定保健指導結果法定報告値(厚生労働省)、KDB地域の全体像の把握	
			(同規模市)	36.3%	35.2%	37.3%	37.7%	33.0%	36.4%					
			令和2年度の間見直し後は 特定保健指導実施率63.0%以上 (令和3年度以降、毎年1.0ポイントずつ増加) [終了者数(人)/対象者数(人)]	66.7%	(67.7%) 64.5%	(68.7%) 62.2%	(69.7%) 68.4%	(60.0%) 61.7%	(61.0%) 63.3%	達成	(62.0%)	63.0%		
データヘルス計画	長期 中期 短期	・介護保険の1号要介護認定率が同規模市・県と比較し高い。 ・脳血管疾患等重症化している人の基礎疾患の約8割に高血圧があり、拡張期血圧の有所見割合が国・県と比較し高い。 ・男性のメタボリックシンドローム、小児期からの肥満割合、LDLコレステロールが増加傾向である。	1人当たり医療費の伸びを抑える	1人当たり医療費の伸びを抑える(同規模市と比較して)	0.04%	2.8%	0.8%	0.06%	-0.04%	0.05%	達成	抑制へ	健診・医療・介護データからみる地域の健康課題	
			(同規模市)	0.09%	2.2%	1.5%	0.08%	-0.02%	0.08%					
			脳血管疾患	64歳以下	2.1%	2.1%	1.9%	2.0%	2.0%	1.8%	横ばい	2.0%	厚労省様式3-6	
				65歳以上	8.7%	8.5%	8.6%	8.2%	8.1%	7.3%	減少傾向	8.2%		
				後期高齢者	22.2%	22.0%	21.9%	21.2%	20.3%	19.3%	減少傾向	21.2%		
			虚血性心疾患	64歳以下	1.7%	1.7%	1.8%	1.7%	1.7%	1.5%	横ばい	1.7%	厚労省様式3-5	
				65歳以上	6.6%	6.7%	6.5%	6.4%	6.4%	5.6%	減少傾向	6.4%		
				後期高齢者	14.2%	14.4%	13.2%	13.8%	13.4%	12.8%	減少傾向	13.8%		
			人工透析	64歳以下	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	横ばい	0.3%	厚労省様式3-7	
				65歳以上	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	横ばい	0.3%		
				後期高齢者	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	横ばい	0.4%		
			介護保険の1号要介護認定率の伸びを抑える	介護保険の1号要介護認定率の伸びを0.3ポイント以内に抑える(令和元年度と比較して)	23.0%	21.1%	21.4%	21.7%	(21.4%) 21.6%	(21.6%) 21.6%	達成	(22.0%)	22.3%	KDB地域の全体像の把握
			(同規模市)	20.8%	17.8%	18.4%	18.5%	18.8%	19.1%					
			健診結果の高血圧、肥満等の有所見割合を減らす	健診受診者の高血圧Ⅱ度以上者の割合を6%台にする(160/100以上)	6.2%	7.3%	6.9%	6.9%	5.8%	5.1%	達成	6%台	健康づくり推進課(マルチマーカー)	
				男性のメタボ該当者の割合を25%に維持する	22.7%	24.2%	23.7%	25.0%	26.8%	26.1%	増加傾向	25.0%	KDB地域の全体像の把握	
(同規模市)	28.5%	29.4%		29.3%	30.9%	33.7%	33.6%							
3歳児の肥満割合を減少する	3歳児健診の肥満児割合を減少する	4.3%	4.9%	4.9%	6.5%	6.8%	6.6%	増加傾向	6.5%	健康づくり推進課、県母子保健の現況				
	(県)	3.8%	4.3%	3.9%	4.2%	5.2%	4.8%							

注) ・第2期計画に掲載されている【図表2-47】を一部改変し、年次の進捗として整理した。
・年度目標値がある指標は、上段に()書きで記載している。

※R3までの状況については、新型コロナウイルス感染拡大による健診・医療の受診控え等の影響が表れておりますので御留意ください。

計画策定の今後の進め方

- ① 第2期計画における保健事業の取組実績の評価を踏まえ、取組の方向性を定め、目標値や事業の見直し等を行う
- ② 計画の素案を作成・検討する
- ③ パブリックコメントで住民意見を募集し計画案に反映
- ④ 策定後、広報及びホームページで計画を公表

計画策定のスケジュール（案）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主な作業等	第2期後半期の取組実績の評価と分析		目標値・事業の見直し等の検討		計画案の作成・検討 〔県等との協議・調整（随時）〕		計画案の修正 ○ 市議会所管事務調査	○ パブリックコメント	計画策定・公表	
運営協議会	○ 第1回(6/29) 〔計画の概要、策定の目的等について〕	○ 第2回(8/3) 〔第2期取組の評価（最終評価値の確認）等について〕	○ 第3回(10/19) 〔計画（案）について〕	意見集約・計画案に反映		○ 第4回(2/8) 〔最終案の確認〕				